五　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第十二項に規定する解体工事業者に関する事務　当該解体工事業者が業を行う区域を管轄する都道府県知事

2　前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（権限の委任）

第四条　法第四条（法第九条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものを除く。）は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）又は税関長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第四条、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあっては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3　法第四条、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による農林水産大臣の権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4　法第四条、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による経済産業大臣の権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5　法第四条、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による国土交通大臣の権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

6　法第四条、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による環境大臣の権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

7　法第十八条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第四条、第十五条第一項及び第二項、第十六条並びに第十七条の規定による権限は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

（公正取引委員会事務総局組織令の一部改正）

2　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を附則第五条とし、附則第二条を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（経済取引局取引部取引企画課の所掌事務の特例）

第四条　経済取引局取引部取引企画課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法がその効力を有する間、附則第二条第一項に規定する事務をつかさどる。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（経済取引局の所掌事務の特例）

第二条　経済取引局は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）がその効力を有する間、同法の施行に関する事務をつかさどる。

2　経済取引局取引部は、第三条第二項に規定する事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法がその効力を有する間、前項に規定する事務をつかさどる。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十号

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の施行期日は、平成二十五年九月二十五日とする。

法務大臣　谷垣　禎一
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十一号

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百七条第四項及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二十六条（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（罹災都市借地借家臨時処理法の適用地区を定める勅令等の廃止）

第一条　次に掲げる勅令及び政令は、廃止する。

一　罹災都市借地借家臨時処理法の適用地区を定める勅令（昭和二十一年勅令第四百十一号）

二　罹災都市借地借家臨時処理法の適用地区を定める勅令（昭和二十一年勅令第六百二号）